

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第64号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町福祉会館条例第6条の規定により、指定管理者に開成町福祉会館の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第64号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）。

次のように開成町福祉会館の指定管理者を指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成町福祉会館。位置、開成町吉田島1043番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人開成町社会福祉協議会。代表者、会長、菊川敬人。所在地、開成町吉田島1043番地1。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。

令和2年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページおめくりいただきまして、次ページ以降に添付いたしました資料を御覧ください。まず、1ページ目は、開成町福祉協議会から提出されました、指定管理者指定申請書の写しでございます。

続きまして、2ページ目には、福祉介護課長から指定管理者、指定委員会委員長宛てに提出いたしました、開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書の写しでございます。

続きまして、3ページ目につきましては、指定管理者選定委員会委員長から、福祉介護課長宛ての指定管理者の候補者選定結果報告書、こちらの写しとなっております。

最後の4ページ目は、評価結果書となっております。

次に、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります、副町長から御説明申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

それでは、開成町福祉会館に係る指定管理者の選定に至った経緯、及び審査方法、

並びに選定結果について、御説明させていただきます。

福社会館につきましては、現在の指定管理機関が、令和3年3月31日までとなっていることから、所管課であります、福祉介護課長より、選定委員会委員長宛てに依頼書が提出をされております。この依頼書においては、この施設の指定管理者の募集の方法として、公募によることや、募集基準としまして、指定の期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とすること。さらに選定の資格として、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であり、町民の自治的な社会活動に対する支援を行うものでなければならないことなどの記載がございました。

これを受けまして、7月21日に選定委員会を開催し、福社会館の指定管理に係る募集基準や選定基準等について、審査をいたしました。その際には、所管課から指定管理者制度適用審査資料として提出された現指定機関における各年次ごとの施設評価表や、モニタリングシート等の内容の審査も総合的に行っております。

その結果としまして、公募者選定スケジュールのほか、方針決定をしております。

その後は、所管課で募集期間を8月9日から9月11日までとし、その期間中に、社会福祉法人開成町社会福祉協議会長より、指定管理者指定申請書が提出されました。これを受けまして、所管課長より、選定委員長宛てに、公募者選定依頼書の提出がございました。

10月21日には、再度選定委員会を開催いたしまして、参加資格の確認のほか、この選定における審査基準としては、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減が図られること。管理を安定して行う、物的及び人的能力があること。選定段階の経営状況を4つの基準としまして、それを満たすかどうかにより、審査をしております。さらに書類審査、及び公募者へのヒアリングなどを実施しまして、委員会としての最終決定をしております。

特にヒアリングにおきましては、応募団体による事業計画書や収支計画書などの説明や、質疑応答を行いまして、その後に、委員による意見交換なども行っております。

本委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、単に応募団体の理事になっている町民福祉部長を除く、2人の部長と教育委員会事務局参事の計4名で評価点をつけております。

評価結果でございますが、参考資料にありますとおり、社会福祉法人、開成町社会福祉協議会の総合得点は、2,010点、得点率55.83%として評価をしております。

開成町社会福祉協議会が、この施設の設置目的を効果的に達成し、町民の自主的な自治活動を支援し、町民福祉の向上を図る観点から、今後も3年間、引き続き福社会館の指定管理者として適当であるという最終判断をいたしました。

なお、事業計画書以外の収支計画書については、税理士の方にも審査をさせていただいております。ただし、税理士の方は、得点には加わらないということでござい

ます。

説明については以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

3 番、武井議員。

○3 番（武井正広）

3 番、武井です。指定の期間について、ちょっと質問なのですが、これは3年ということですね。先ほどの自治会館に関しては5年、瀬戸屋敷も5年だったのではないかと思うのですが、水辺とかも5年だったような記憶があるのですけれども、なぜ、ここは3年なのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

武井議員の御質問にお答えいたします。福祉会館につきましては、御承知のように、竣工25年以上が経過しております。各設備について、老朽化が進んでおりまして、現在も修繕を行う必要が迫られているような状況でございます。

各所の点検結果でも、早急に修繕が必要な箇所が見受けられまして、福祉会館を運営する上で、大きな問題となっております。このため、今後、福祉会館のあり方を検討するため、指定管理期間を3年間ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

3 番、武井議員。

○3 番（武井正広）

そうすると、減らしたということですね。以前は5年でやっていたということですか、分かりました。

○議長（吉田敏郎）

質問ではないですか。

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

6 番、星野です。いつも指定管理というのは、大体指定管理料というのがいつも入ってきているのではないかなと思いましたがけれども、今回、そういうのが全然書かれていないのは、何か理由があるのでしょうか。それとも指定管理についてということのみであるので、これが入っていないのか。その辺少しお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えしたいと思います。今回は、指定管理が承認されるかどうかというところでございますので、指定管理料までは、この議案の中には記載はございません。ですけれども、来年度、指定管理料ということで、予算上はございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

分かりました。それでは、今回、一般公募にしたということについて、経緯について、お伺いしたいと思うのですが、今まで社協でずっとやられていて、これは一般にするということは、これは社協では、これは不備があるから、ちょっと入れ替えたいのか。公募するということは、ほかの会社を入れてもよいという考えだとは思っているのですが、今後もこれも終わり次第、今後も社協以外のところで委託を考えているのか。これは社協との関係性、福社会館自体が災害時の福祉の避難所とか、ボランティアセンターとか、いろいろな関係性を考えて、これは問題は生じないのか、その辺のところを、お教えいただけますか。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

星野議員の御質問にお答えいたします。指定管理を公募とした理由でございます。前回、5年間の指定管理の状況を確認いたしましたところ、管理運営上につきましては、大きな問題は特にはございませんでした。ただ、当初目標としていました、利用料の向上、こちらも指定管理者のほうが挙げられておられましたが、これが達成ができなかったということで、評価を下げざるを得ませんでした。

また、今後、利用率も向上を図ることができるよう、指定管理者の自主事業を活性するとともに、また、福社会館の利用促進を図っていただくよう、公募により、指定管理者の募集という形になったというような経緯でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

6 番、星野です。利用料の向上がなかなかできないということだということですね。実際には、福祉団体が5つあり、あと社協自体のやっている仕事自体が、なかなか利益を上げることが難しい仕事がかかなり多かったと思うのですよね。なかなかそのところを上げることは非常に難しいのではないかと、自分、ちょっと社協の理事をやっていたので、思ったのですが、では、利用料が上がってこないというのが一番の理由で、ほかのところでもっと、お金は稼ぐ、言い方を変えれば、もっとお金が稼げるような会社を入れたい、事業のところを入れたいというのが、

理由として挙げられているということによろしいのでしょうかね。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

審査委員長として、ちょっとお話を申し上げます。先ほども説明したとおり、いろいろ審査基準がございます。審査基準というのは、やはり町民に多く利用していただき、町民の福祉に資するようなことも入っておりますので、やはりこれは施設の管理の経験がある方がよろしいということで、ほかの社会福祉法人については、一切応募がございました。ただ、指定管理料でございますので、あくまでも委託業者ではございませんから、やはり公募にするのが、私は正しいと思っております。ただ、門戸は非常に狭くなっているというのは現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。4ページの選定結果報告書のところで、ちょっとお聞きしたいのですが、一番下の段のその他のところで、収支計画について、不透明な部分があることから、施設所管課と候補者と密に連絡を取り、改善に努めることとありますけれども、この辺、不透明な部分、もし差し支えなければ、ちょっと御詳細、お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではお答えしたいと思います。こちらは収支計画書の中に、まず、収入欄の項目がありまして、その中に指定管理料とか、利用料金が、収支計画書、3年間の計画があります。その中の収入につきまして、その中には、その他の収入という欄がありました。こちらは、こちらでは不透明な、という言い方をさせていただいてありますけれども、その他の収入の欄が、明確に、その内容が分からなかったのも、このような不透明な、ということで書かせていただきました。

実際、社協さんにヒアリングをしたときに、その他の収入の欄については、御説明があったのですが、この記載事項に、収支計画書の中にはっきりと記載していただきたいという意味合いで、この不透明なというところで、はっきり明確に書いていただきたいということで、書かさせていただいてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

分かりました。もう1つ、確認させてください。今の改善に努めるというところでしたけれども、もう改善できている、改善されたのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

これを記入したのは、まさしく指定管理者の選定委員会でございますので、私のほうから回答させていただきます。

実は、先ほど財務課長が申し上げたとおり、その他の収入ということで、200万円の記述がございました。これについて、社会福祉協議会とお話をした結果、歳入歳出が合わないので、計上させていただきました。ただし、正式なものは持っていないというようなあやふやな返事がございました。ただ、我々はそれを持ち帰って考えましたところ、内容に構造材の点検、建物そのものの外壁の点検、これが令和2年度と同じように記載がございました。ただ、この検査は、法律では、3年から5年の間に1回ということでございますので、その部分はまず、200万円のところを埋めることができる。それから過日、皆さんに御了解いただきました、福祉会館の営業時間、これが夜9時半だったものが9時、短くになりました。そうしますと、そこをお願いをしております、シルバー人材センターさんの人件費が下がるということもございまして、どんぴしゃ200万までいきませんでしたので、こういう表現をつけて、介護課長のほうに提出をしたということでございます。

ただ、このことについては、所管課と候補者と密に連絡を取りというのは明記されておりますので当然、改善されるものと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、質疑がないようですので、討論に入りたいと思いますが、討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第64号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）、原案に賛成の方は、賛成ボタンを、反対の方は、反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。